

令和 4 年度第 1 6 回庁議提案 **審議**・報告・その他

提出日：令和 4 年 1 月 2 2 日

担当部・課：総務部人事課〔内線 4 0 6 3〕

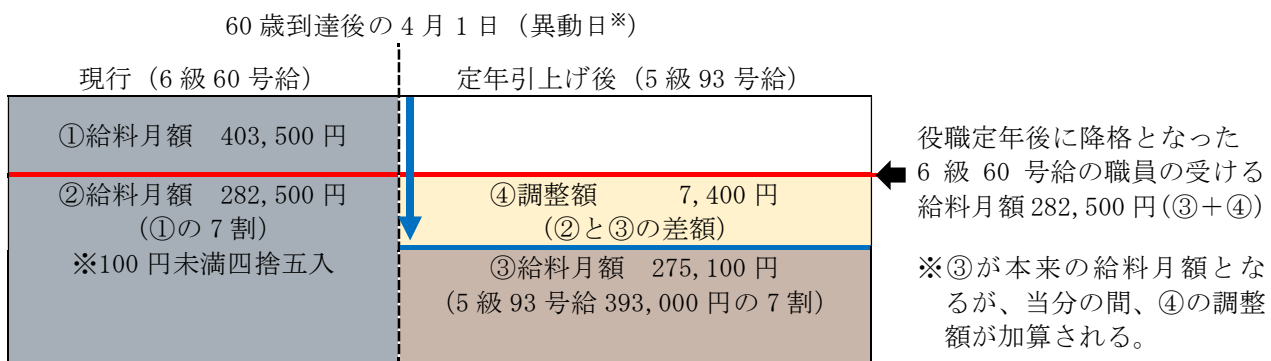
① 件 名																	
職員の定年引上げ等について																	
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）																	
<p>【背景】 国家公務員について、定年が段階的に引き上げられるとともに、組織全体としての活力の維持や高齢期における多様な職業生活設計の支援などを図るため、管理監督職勤務上限年齢による降任及び転任並びに定年前再任用短時間勤務の制度が設けられたことなどを踏まえ、国家公務員の定年を基準としてその定年を条例で定めている地方公務員についても、同様の措置を講ずることとされている。</p> <p>【目的】 令和 5 年 4 月 1 日施行の「地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号）」に基づき、職員の定年年齢を 6 5 歳まで引き上げるなど、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限に活用しつつ、次の世代にその知識、技術、経験等を継承し、組織全体としての活力を維持する。</p>																	
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性																	
<p>【根拠法令】 地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）</p> <p>【総合計画との整合性】 総合計画の位置付け：有・無】</p>																	
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）																	
令和 3 年 6 月 地方公務員法の一部を改正する法律公布（令和 5 年 4 月 1 日施行予定）																	
⑤ 主な内容																	
<p>1 定年退職年齢の引上げ 令和 5 年度から 2 年度に 1 歳ずつ段階的に定年退職年齢を引き上げ、令和 1 3 年度から定年退職年齢を 6 5 歳とする。</p> <p>【各年度の定年退職年齢】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R5・R6</th> <th>R7・R8</th> <th>R9・R10</th> <th>R11・R12</th> <th>R13 以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定年退職年齢</td> <td>6 1 歳</td> <td>6 2 歳</td> <td>6 3 歳</td> <td>6 4 歳</td> <td>6 5 歳</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 医師及び歯科医師の定年退職年齢については、引き続き 7 0 歳とする。</p> <p>2 6 0 歳から引き上げられた定年退職年齢までの間の給料月額引下げ（7 割措置） 当分の間、6 0 歳に達した日以後最初の 4 月 1 日以降は、その前日における給料月額の 7 割水準に設定する。</p> <p>3 管理監督職勤務上限年齢による降任等（役職定年制）の導入 組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、6 0 歳に達した日以後最初の 4 月 1 日に管理監督職の職員を降任する。例：行政職給料表適用の課長級（6 級）以上の職員は、課長補佐級（5 級）の職へ降格する。</p> <p>4 再任用制度の廃止及び暫定再任用の特例 現行の再任用制度は廃止されることになるが、定年退職年齢が 6 5 歳となるまでの間（令和 1 3 年度までの間）は、経過措置として現行の再任用制度を暫定的に継続する。</p> <p>5 定年前再任用短時間勤務職員の採用 6 0 歳に達した日以後定年前に退職した職員について、本人の希望により短時間勤務の職（定年前再任用短時間勤務職員）に採用する制度（任期は定年退職年齢まで）を導入する。 なお、当該職の勤務時間、給与等については、現行の再任用短時間勤務職員と同様とする。</p>						年度	R5・R6	R7・R8	R9・R10	R11・R12	R13 以降	定年退職年齢	6 1 歳	6 2 歳	6 3 歳	6 4 歳	6 5 歳
年度	R5・R6	R7・R8	R9・R10	R11・R12	R13 以降												
定年退職年齢	6 1 歳	6 2 歳	6 3 歳	6 4 歳	6 5 歳												

- 6 定年退職年齢の引上げに伴う退職理由の特例
 当分の間、60歳に達した日以後に定年前の退職を選択した職員が不利にならないよう、「定年」を理由とする退職と同様に退職手当を算定する。
- 7 事前情報提供・意思確認制度の導入
 当分の間、任命権者は、職員が60歳に達する年度の前年度に、60歳以後の任用、給与、退職手当に関する情報を提供するものとし、職員の60歳以後の勤務の意思を確認するものとする。
- 8 55歳（労務職は57歳）を超える職員の昇給抑制
 国家公務員においては、55歳（労務職は57歳）を超える職員については、世代間の給与配分を適正化する観点から、給与水準の上昇を抑えるため、標準の勤務成績では昇給しないこととしているが、定年退職年齢の引上げ後の60歳を超える職員についても同様の取扱いとするよう示されており、本市においては、今回の定年引上げに合わせて、国と同様の取扱いを行うこととし、標準の勤務成績では昇給を行わないこととする。
- 9 改廃が必要となる条例
- (1) 石巻市職員の定年等に関する条例
 - (2) 石巻市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例
 - (3) 石巻市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例
 - (4) 石巻市職員の勤務時間、休暇等に関する条例
 - (5) 石巻市職員の育児休業等に関する条例
 - (6) 石巻市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例
 - (7) 石巻市特別職の職員の常勤のもの給与及び旅費に関する条例
 - (8) 石巻市職員の給与に関する条例
 - (9) 石巻市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
 - (10) 石巻市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
 - (11) 石巻市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例
 - (12) 石巻市職員の再任用に関する条例
- ※ (12)は廃止予定

10 参考

上記2の給料月額引下げ（7割措置）及び上記3の役職定年制の導入により、課長級職員の給料月額は次のとおりとなる。

〈課長級職員の例〉



※ 「異動日」とは、管理監督職から降任等を行う日をいう。

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

影響額：人件費550,000千円の増額（R6～R13年度）

〈影響額の考え方〉

過去5年間の退職者が再任用職員を選択した割合を参考とし、人件費（給料・期末勤勉手当・共

済費・退職手当組合負担金) について、現行の再任用制度が継続された場合と本制度を導入した場合とを比較して、その差額を影響額として算出した。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

令和4年9月 宮城県、仙台市、気仙沼市、登米市、角田市は各議会へ提案し、改正条例等公布済み

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和4年12月 市議会第4回定例会に石巻市職員の定年等に関する条例等の一部改正等について
提案（施行予定年月日：令和5年4月1日）

令和5年 3月 関係規則等の一部改正（施行予定年月日：令和5年4月1日）

⑨ その他